

千葉県「プラス防犯」協力事業者登録制度運用要領

令和7年2月27日制定

令和7年6月9日一部改正

1 趣旨

いわゆる闇バイトによる連続強盗等事件による県民の体感治安悪化を受け、街中での不審者情報や犯罪発生等の通報を行える「人の目」を増やすため、県に登録された街中で活動を行っている事業者と県とが連携し、協力事業者の社員等による「プラス防犯」活動を促進する。

2 定義

本制度における「プラス防犯」活動とは、協力事業者の社員等が、日常の業務を行いながら街中で行う防犯活動をいう。

3 協力事業者の登録・登録内容の変更・登録抹消

県くらし安全推進課長は、県内の街中で活動を行っている事業者のうち、県からの協力要請に応じ、日常業務に支障のない範囲で社員等による街中での「プラス防犯」活動を行える事業者から協力事業者登録申請書（別紙第1号様式）での申請を受け、協力事業者登録簿（別紙第2号様式）に登録し、事業者に対して「千葉県『プラス防犯』協力事業者登録証」を交付するものとする。

また、協力事業者は、登録内容に変更が生じた場合は、協力事業者登録内容変更報告書（別紙第3号様式）により県くらし安全推進課長へ報告するものとする。

県くらし安全推進課長は、協力事業者から協力事業者登録抹消申請書（別紙第4号様式）の申請を受け付けた場合は、登録簿からの抹消を行うものとする。

4 防犯活動

協力事業者の社員等は、日常業務従事中の街中において不審者や不審な車を発見し、又は、犯罪行為を見かけた際は、速やかに適切な通報又は情報提供を行うよう努めるものとする。ただし、「個人情報の保護に関する法律」に抵触し、又は第三者の権利侵害となるおそれがある場合は、この限りではない。

5 活動資材

県は、協力事業者の社員等が「プラス防犯」活動中であることを表示する資材を作成し、協力事業者は、街中で「プラス防犯」活動を行う社員等に資材の着用又は装着を促すものとする。

6 活動支援

県は、登録事業者に対して、次に掲げる支援等を行う。

- (1) 防犯に関する情報提供
- (2) 事業者の社員等の教育を行うための資料の提供等
- (3) 登録事業者が公開を認めた事業者情報、活動内容等に関する県ホームページ上での周知

7 情報交換

県及び登録事業者は、この要領の効果的な推進を図るため、必要に応じて、情報交換を行うよう努めるものとする。

8 秘密の保持

県及び協力事業者は、「プラス防犯」活動に際して知り得た個人情報等を「プラス防犯」活動の目的以外に利用又は第三者に漏らしてはならない。

9 その他

この要領に定めるもののほか、運用に関し必要な事項は、県と協力事業者の協議によって決定する。

(別紙第 1 号様式)

千葉県「プラス防犯」協力事業者登録申請書

千葉県環境生活部

くらし安全推進課長 様

事業者名

千葉県「プラス防犯」事業の趣旨に賛同し、協力事業者として活動するため、下記のとおり申請します。

記

事業者名	
郵便番号	
住 所	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
活動予定社員数	

(別紙第 2 号様式)

千葉県「プラス防犯」協力事業者登録簿

登録番号

事業者名	
郵便番号	
住 所	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
活動予定社員数	

(別紙第 3 号様式)

千葉県「プラス防犯」協力事業者登録内容変更報告書

千葉県環境生活部

くらし安全推進課長 様

事業者名

千葉県「プラス防犯」事業の協力事業者として、下記のとおり登録内容に変更が生じたので報告します。

記

事業者名	
郵便番号	
住 所	
担当部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	
活動予定社員数	

※変更した項目のみ記載すること。

(別紙第 4 号様式)

千葉県「プラス防犯」協力事業者登録抹消申請書

千葉県環境生活部

くらし安全推進課長 様

事業者名

千葉県「プラス防犯」事業の協力事業者登録の抹消を下記のとおり
申請します。

記

事業者名	
郵便番号	
住 所	
登録抹消の理由	